

夢の浮島

緑と自然の豊かさがやどる壱岐

2022

No. 79



提供：(一社)壱岐市観光連盟

郷ノ浦町 「岳の辻展望台から眺む郷ノ浦港」

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体
である

消費税納期内納付

法人会 一斉運動

発行所

公益社団法人 壱岐法人会

広報委員長 川上 晴美

事務局

壱岐市郷ノ浦町東触590番地4

TEL・FAX 0920 (47) 5880

Email: ikifojin@siren.ocn.ne.jp

http://iki.or.jp

令和4年1月31日

年頭のご挨拶



(公 社) 壱 岐 法 人 会
会 長 立 石 孝 廣

新年あけましておめでとうございます。会員皆様には、ご健勝にて新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

本年も、当法人会の事業活動に一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年の新型コロナウイルスに関しては、第3波の中で年が明け、連日のように新規感染者が確認される等、危機的な事態となりました。全国の様子は1月に福岡県を含む2回目の緊急事態宣言が11都府県に、4月に3回目の緊急事態宣言が福岡県を含んだ10都道府県に発令されました。このような中に第9回定時総会は来賓のご招待も出来ず役員はじめ少人数の会員皆様の出席のもと、なんとか開催することが出来ましたが皆様が楽しみにしてあった記念講演会や会員相互の交流会を中止せざるを得なかったことは、大変残念でしたが会員皆様方の安全面を最優先に考慮し、ご理解をお願いしたところであります。2年連続で大きな事業が出来ず、本当に申し訳なく存じます。

他方、青年部会・女性部会が毎年実施しています「租税教室事業」や「税に関する絵はがきコンクール事業」は、各学校のご理解ご協力はじめ、壱岐税務署ほか関係行政機関の温かいご支援のお陰で実施する事ができました。心より厚くお礼を申し上げる次第です。これらの事業に加え、青年部会は財政健全化のための健康経営プロジェクト事業にも取り組み部会役員企業が健康経営宣言書を作成、これから具体的な実践につなげていくように計画しています。

また、女性部会は持続可能な世界を考える上で大変重要な「食品ロス」について研修をする等、女性の立場で少しでも世界の環境が良くなる事を意識した行動をしていくよう取り組みを検討されております。このように税財源の健全化や地球環境の改善等にも積極的に取り組みながら公益法人として更に進化し、発展していくことを親会も支援して参ります。

また、コロナ禍の厳しい環境においても壱岐法人会は役員はじめ会員皆様並びに税理士会等関係者のご支援ご協力でも会員数も340数社を維持できています上に、組織率でも県下8法人会の中で不動の1位を堅持しており、改めて感謝申し上げます。これからも会の活性化を図るべく会員増強に努めて参りますので、旧に倍しましてお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年も新型コロナウイルス防止対策を徹底しながら、会員皆様はじめ従業員並びにご家族皆様のご多幸と事業のご隆盛、そして新型コロナウイルスの終息を心から祈念して年頭に当たってのあいさつと致します。

新年のごあいさつ



壱岐税務署長 青木 義人

明けましておめでとうございます。

令和4年の年頭に当たり、公益社団法人壱岐法人会会員の皆様に、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。旧年中は、税務行政全般にわたり、深いご理解と格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私が壱岐税務署に赴任した昨年7月は、新型コロナウイルス感染症の影響により異例の一年遅れでの開催となった東京オリンピック及びパラリンピックの時期でした。史上初の無観客での開会式から始まった東京オリンピックは、観客からの声援やメダルを獲っても選手同士のハグやハイタッチもなく、また、関係者には定期的なPCR検査の実施など多くの制約が課された大会ではありましたが、大きな感染もなく無事開催されたと思っています。政府、大会参加者及び大会関係者の皆様方の懸命なご努力とご尽力に、心から敬服いたしました。

また、感染症の影響は、観光都市である壱岐市におきましても例外ではありません。壱岐島と九州本土を結ぶ各交通機関の待合所に乗客は疎らで、また、真夏というのに海水浴場や飲食店に行列を見かけることも殆どありませんでした。感染症拡大という難局に直面し、大変なご苦勞の中で事業を営まれている会員の皆様方に対しまして、謹んでお見舞い申し上げます。

さらに、壱岐法人会におかれましては、このように周囲の環境が変化していくなかであっても、創意工夫をしながら社会貢献活動をはじめとして税の啓発活動や租税教育等の活動に積極的に取り組まれる皆様の熱意と姿勢に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

特に、毎年11月に開催していましたが「税のひろば」は、昨年も感染症の影響で中止となりましたが、税金クイズの実施に創意工夫を凝らし、前回より多くの方々に応募をいただけたことは、まさに皆様方のご尽力の結果であり、大きな成果であったと認識しております。

これもひとえに立石会長をはじめ役員の皆様方のご尽力、並びに会員の皆様方のご理解とご協力の賜物であると考えており、重ねてお礼申し上げます。

ところで、消費税につきましては令和5年10月から仕入税額控除の方式であるインボイス制度が導入され、この制度に向けて「適格請求書発行事業者」となるための登録申請は既に始まっており、原則令和5年3月末までに行う必要があります。今後ともインボイス制度の円滑な実施に向けての積極的な周知及び広報が非常に重要であると考えており、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

次に「令和3年分の所得税及び復興特別所得税」等の確定申告は、2月16日(水)から始まります。税務署では申告相談会場を同日から開設しますが、感染防止の観点からも、是非ともマイナンバーカード方式やID・パスワード方式によるスマホ申告などご自宅からe-Taxをお願いいたします。

重ね重ねのお願いとなりますが、私どもとしましては、今後とも公益社団法人壱岐法人会の皆様と緊密な連携・協調関係を図りながら、納税環境の整備及び適正な申告・納税の実現に向け努力してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、令和4年が壱岐法人会会員企業の皆様方にとりまして猛虎の如く発展されるご繁栄の年となりますよう、また、法人会会員並びにご家族の皆様にとりまして明るく健康で幸多き年となりますよう心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

令和3年度 『税を考える週間』 11月11日～17日

納税表彰式

令和3年度の壱岐税務署管内納税表彰は、次の方々が受彰されました。

■税務署長納税表彰受彰者

松谷 規 税理士
川上 安孝 壱岐間税会 理事

■税務署長感謝状受贈者

立石 新 公益社団法人 壱岐法人会 監事
白石 千晶 壱岐小売酒販組合 総務主事

令和3年度 納税表彰受彰者



税金クイズ



今年は JA 壱岐市フェスタ会場での税のひろばが中止となりましたので、公民館配布便にて 9600 余りの家庭に税金クイズ応募用紙を配布し、壱岐税務署・市役所4庁舎の5か所に応募用紙と応募箱を設置しました。応募用紙は・各漁協や農協、JA フェスタ会場にも設置しました。正解された多数の中より、厳正な抽選を行い 200 名の方に 1000 円の商品券を送付しました。

町名	応募数	当選数
郷ノ浦	1 6 6	4 5
勝本	1 7 7	4 8
芦辺	2 1 5	5 8
石田	1 8 2	4 9
合計	7 4 0	2 0 0



**消費税の期限内納付を
忘れずに。**

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。^(※4)

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付には e-Tax が利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- ★消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ★期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
 ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

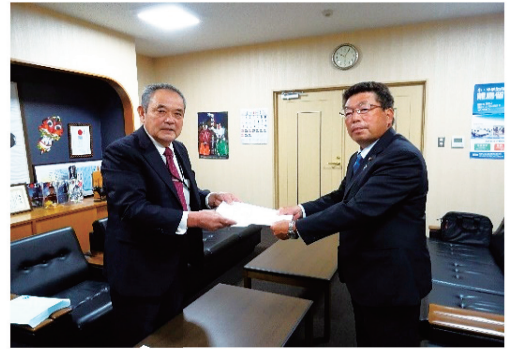


親会活動報告

★税制提言活動 11月2日（火）
会長から市長代理(市民部長)へ



★税制提言活動 11月2日（火）
会長から議長代理(副議長)へ



* 年末調整説明会 11月25日（木）



* 新設法人説明会 1月17日（月）



女性部会活動報告

* ボランティアウォーキング
石田町にて 11月10日（水）



* 全国女性フォーラム 11月16日（火）
朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター



* 絵はがきコンクール応募依頼
志原小学校 11月22日（月）



* 冬のいちごプロジェクト
郷ノ浦町にて 12月20日（月）



青年部会活動報告

* 租税教室 霞翠小学校 9月21日 (火)



* 税務研修会 11月9日 (火)



* チャリティ事業 (テントサウナ)
11月14日 (日)



* チャリティ事業 11月22日 (月)
日赤壱岐市地区長へ贈呈



全国青年の集い及び部会長サミットに参加して

2021年11月25日(木)から26日(金)にかけて「全国青年の集い佐賀大会」が開催され、部会長の市山と副部会長の高田の2名が出席した。大会はコロナの影響で前年の島根大会が中止となり、今年の佐賀大会が2年ぶりの大会となった。

25日の部会長サミットは、コロナ対策でパネルディスカッションという形で行われた。パネルディスカッションは、パネリスト3名により、これからの青年部活動の3本柱、租税教育・部会員増強・財政健全化のための健康経営プロジェクトの討論だった。

翌26日は大会本番で租税教育活動プレゼンと健康経営大賞ファイナリストの事例発表があった。印象深かったのが、鈴鹿法人会の笑っていいもののテレフォンショッキング風のもので我々部会も趣向を凝らした租税教室を目指さなければと感じた。健康経営で印象に残ったのは、富良野法人会の「おっさんずウォーク」。グループを組んで歩数を競ったり、ライングループで励ましあったり、実践できそうな内容だった。

午後からの式典では、主催者挨拶、来賓祝辞に続き、租税教室プレゼン表彰で佐賀法人会が最優秀賞を受賞、健康経営大賞の表彰では、磐田法人会とアイビック食品様が受賞、部会員増強表彰では、佐賀法人会が受賞された。このように部会活動の発表など参考になることが多い全国大会は、若い部会員にも参加できるように努めて参りたい。

令和3年分の確定申告は、ご自宅から e-Tax で送信！



確定申告には、ご自宅からパソコン・スマートフォンでご利用いただける e-Tax が大変便利です。感染防止の観点からも、**ぜひご自宅から e-Tax をご利用ください。**

確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

▶ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、
税務署へ出向かずに、スマホ・パソコンから確定申告書を e-Tax で送信（提出）できます。

STEP 1
国税庁HPへ
アクセス

確定申告



スマホの方は
こちらから →

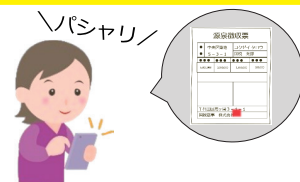


STEP 2
申告書を作成

画面の案内に従って、金額などを入力するだけで、
申告書が作成できます。

令和3年分から新機能
(スマホ申告の方)

スマホのカメラ撮影で給与所得の源泉徴収票を自動入力



STEP 3
申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



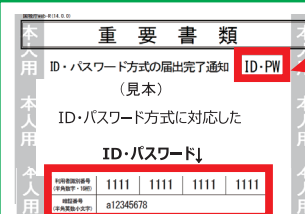
② IC カードリーダーライター または
マイナンバーカード読取対応の
スマートフォン



又は



IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

確定申告書等作成コーナーの操作方法

操作マニュアル

福岡国税局オリジナルの
操作マニュアルを掲載！



福岡国税局ホームページ
へアクセス
※令和4年1月公開予定

動画でチェック

動画で見る確定申告



消費税の
インボイス
制度

登録申請 受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録
申請が必要です。



登録申請手続は、
e-Tax をご利用ください!!

- ✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。 説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】 **0120-205-553** (無料)

【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶

